

議案第130号

澁川市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市情報公開条例の一部を改正する条例

澁川市情報公開条例（平成18年澁川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公開を」を「公開の」に、「すること」を「をすること」に改める。

第8条第2号ウ中「、氏名」を「及び氏名」に改め、同条第6号中「若しくは協議」を「又は協議」に改める。

第12条を次のように改める。

（公開請求に対する決定等）

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開する決定をしたときは、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。ただし、直ちに公開請求に係る情報の全部を公開する決定をし、即時に公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しない決定をしたとき（情報が存在しないとき、又は公開請求を拒否するときを含む。）は、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により請求者に通知する書面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 情報の全部若しくは一部を公開しない理由、情報が存在しない理由又は公開請求を拒否する理由

（2） 公開しない決定をした情報が、期間の経過により公開することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日

4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第

6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

6 実施機関が第 4 項に規定する期間（前項の規定によりこの期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）内に公開決定等をしないときは、請求者は、その公開請求に係る情報の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

第 13 条の見出し中「公開又は非公開の決定」を「公開決定等」に改め、同条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条第 4 項」に、「すべて」を「全て」に、「公開の決定又は非公開の決定」を「公開決定等」に、「前条第 4 項」を「同条第 6 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 項」を「前条第 5 項」に改める。

第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「公開の決定又は非公開の決定」を「公開決定等」に改め、同条第 3 項中「公開の決定又は非公開の決定」を「第 12 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）」に改める。

第 14 条第 1 項中「公開の決定又は非公開の決定」を「公開決定等」に改め、同条第 2 項中「公開の決定又は非公開の決定」を「公開決定」に改め、同条第 3 項中「公開の決定」を「公開決定」に改める。

第 15 条の 2 中「公開の決定若しくは非公開の決定」を「公開決定等」に改める。

第 16 条第 1 項中「公開の決定若しくは非公開の決定」を「公開決定等」に改め、同項第 2 号中「容認し」を「認容し」に改める。

第 16 条の 2 第 1 号中「公開の決定」を「公開決定」に改め、同条第 2 号中「非公開の決定」を「公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」に改める。

第 20 条第 4 項ただし書中「おそれがある」の次に「と認められる」を加え、同条第 5 項中「おそれがある」の次に「と認める」を加え、同条第 7 項

中「前2項」を「第5項」に改める。

第26条第2項中「基づき」を「基づく」に改める。

第27条の2第1項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

決定期間及び一部公開の規定について整理し、併せて、条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正を行うため、所要の改正をしようとするものである。

茨川市情報公開条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（情報の公開を請求する権利） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の<u>公開の請求</u>（以下「公開請求」という。）<u>を</u>することができる。</p> <p>（情報の公開をしないことができる情報） 第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。 （1） （略） （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ （略） ウ 実施機関の職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該実施機関の職員<u>の職及び氏名</u>に関する情報 エ （略） （3）～（5） （略） （6） 実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討<u>又は協議</u>の意思形成過程における情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定なものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの （7） （略）</p> <p><u>（公開請求に対する決定等）</u> 第12条 <u>実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開する決定をしたときは、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。た</u></p>	<p>（情報の公開を請求する権利） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の<u>公開を請求</u>（以下「公開請求」という。）<u>する</u>ことができる。</p> <p>（情報の公開をしないことができる情報） 第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。 （1） （略） （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ （略） ウ 実施機関の職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該実施機関の職員<u>の職、氏名</u>に関する情報 エ （略） （3）～（5） （略） （6） 実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討<u>若しくは協議</u>の意思形成過程における情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定なものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの （7） （略）</p> <p><u>（公開請求に対する決定等）</u> 第12条 <u>実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に当該公開請求に対する公開の決定又は非公開の</u></p>

だし、直ちに公開請求に係る情報の全部を公開する決定をし、即時に公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しない決定をしたとき（情報が存在しないとき、又は公開請求を拒否するときを含む。）は、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により請求者に通知する書面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）情報の全部若しくは一部を公開しない理由、情報が存在しない理由又は公開請求を拒否する理由

（2）公開しない決定をした情報が、期間の経過により公開することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日

4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

6 実施機関が第4項に規定する期間（前項の規定によりこの期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間）内に公開決定等をしないときは、請求者は、その公開請求に係る情報の全部を公開しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（著しく大量な公開請求に係る公開決定等の特例）

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、前条第4項に規定する期間内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、当該請求に係る情報の相当部分につき、当該期間内に公開決定等を行い、残り部分については、相当の期間内に公開決定等を行うをすれば足りるものとする。この場合において、同条第6項の規定は適用しない。

2 前条第5項の規定は、前項の決定を行う場合について準用する。

（事案の移送）

第13条の2 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成

決定（情報の一部を公開しない旨の決定及び情報が存在しないことその他の理由により公開請求を拒否する決定を含む。以下同じ。）を行い、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。ただし、公開の決定が直ちに行われ、即時に公開をすることができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、前項の規定により非公開の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、非公開の決定をした情報が、期間の経過により公開することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に公開の決定又は非公開の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定によりこの期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間）内に公開の決定又は非公開の決定をしないときは、請求者は、その請求に係る情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（著しく大量な公開請求に係る公開又は非公開の決定の特例）

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、前条第1項に規定する期間内にそのすべてについて公開の決定又は非公開の決定を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、当該請求に係る情報の相当部分につき、当該期間内に公開の決定又は非公開の決定をし、残り部分については、相当の期間内に公開の決定又は非公開の決定をすれば足りるものとする。この場合において、前条第4項の規定は適用しない。

2 前条第3項の規定は、前項の決定を行う場合について準用する。

（事案の移送）

第13条の2 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成

されたものであるとき、又は他の実施機関において公開決定等 _____ をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

- 2 前項の規定により事案の移送を受けた実施機関は、当該公開請求についての公開決定等 _____ をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第14条 実施機関は、公開請求に係る情報に、市、国等及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等 _____ をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定 _____ に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - （1） 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号エ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （2） 第三者に関する情報が記録されている情報を第10条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定 _____ をするときは、公開決定 _____ の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定 _____ 後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定 _____ をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（審理員による審査手続の適用除外）

されたものであるとき、又は他の実施機関において公開の決定又は非公開の決定 _____ をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

- 2 前項の規定により事案の移送を受けた実施機関は、当該公開請求についての公開の決定又は非公開の決定 _____ をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開の決定又は非公開の決定 _____ をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第14条 実施機関は、公開請求に係る情報に、市、国等及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開の決定又は非公開の決定 _____ をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定又は非公開の決定 _____ に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - （1） 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号エ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （2） 第三者に関する情報が記録されている情報を第10条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開の決定 _____ をするときは、公開の決定 _____ の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定 _____ 後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開の決定 _____ をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（審理員による審査手続の適用除外）

第15条の2 公開決定等 又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第16条 公開決定等 又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく渋川市情報公開審査会に諮問（議会にあっては意見の聴取）をしなければならない。

（1）（略）

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2～4 （略）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条の2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会における事件の取扱い）

第20条 （略）

2・3 （略）

4 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法によ

第15条の2 公開の決定若しくは非公開の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第16条 公開の決定若しくは非公開の決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく渋川市情報公開審査会に諮問（議会にあっては意見の聴取）をしなければならない。

（1）（略）

（2）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2～4 （略）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条の2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る非公開の決定を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会における事件の取扱い）

第20条 （略）

2・3 （略）

4 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがある_____とき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法によ

り表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

6 (略)

7 審査会は、第5項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

8 (略)

(費用の負担)

第26条 (略)

2 この条例の規定に基づく情報の写しの作成又は送付に係る費用は、請求者の負担とする。ただし、実施機関が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その費用を免除し、又は減額することができる。

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者(地方自治法昭和22年法律第67号第24条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書等(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。)であって、組織的に用いるものとして、自己が管理している公の施設に関するものの公開に努めなければならない。

2 (略)

り表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがある_____とき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

6 (略)

7 審査会は、前2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

8 (略)

(費用の負担)

第26条 (略)

2 この条例の規定に基づき情報の写しの作成又は送付に係る費用は、請求者の負担とする。ただし、実施機関が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その費用を免除し、又は減額することができる。

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者(地方自治法_____第24条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書等(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。)であって、組織的に用いるものとして、自己が管理している公の施設に関するものの公開に努めなければならない。

2 (略)